

都留市告示第1号

下谷交流センター指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに都留市地域交流拠点施設条例（平成30年都留市条例第1号）第5条の規定に基づき、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年 1月 10日

都留市長 堀内 富久

- |                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 1 指定管理者となる団体の<br>名称及び所在 | 東京都多摩市中沢二丁目5番3号<br>株式会社コミュニティネット |
| 2 指定の期間                 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで           |